

議案第134号

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部  
を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年6月15日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、那珂六丁目地区地区計画及び橋本駅周辺地区地区計画の区域  
における適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、建築物の用途等に関する事項に  
ついて新たに条例による制限として定める必要があるによる。

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部  
を改正する条例

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成2年  
福岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1 中洲中島町地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

那珂六丁目地区地区整備 計画区域	福岡広域都市計画地区計画那珂六丁目地区地区計画の区域の うち、地区整備計画が定められた区域
---------------------	--

別表第1 橋本二丁目地区地区整備計画区域の項を次のように改める。

橋本駅周辺地区地区整備 計画区域	福岡広域都市計画地区計画橋本駅周辺地区地区計画の区域の うち、地区整備計画が定められた区域
---------------------	--

別表第2 中洲中島町地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

那珂六丁目地区地区整備計画区域	北側ゾーン	(1) マージャン屋, ぱちんこ屋, 射的場, 勝馬投票券発売所及び場外車券売場 (2) 風俗営業 (風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第2条第1項第5号に該当するものを除く。) 及び性風俗関連特殊営業に供する建築物 (3) 法別表第2 (い) 項第1号から第3号までに掲げる建築物 (4) 法別表第2 (り) 項第2号及び第3号に掲げる建築物						
	南側ゾーン	(1) マージャン屋, ぱちんこ屋, 射的場, 勝馬投票券発売所及び場外車券売場 (2) 風俗営業 (風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号に該当するものを除く。) 及び性風俗関連特殊営業に供する建築物 (3) 法別表第2 (い) 項第1号から第3号までに掲げる建築物 (4) 法別表第2 (り) 項第2号及び第3号に掲げる建築物						

別表第2 愛宕浜一, 四丁目地区地区整備計画区域の項, 飯氏地区地区整備計画区域の項及び北原・田尻地区地区整備計画区域の項中「第135条の21各号」を「第135条の22各号」に改め, 同表橋本二丁目地区地区整備計画区域の項を次のように改める。

5,000 (バス停留所の上屋その他これに類する建築物であって、公益上必要な建築物の敷地を除く。)	建築物の外壁又はこれに代わる柱(歩廊、渡り廊下その他これらに類する建築物の部分で、広場、歩行者用通路等の利用上支障がないもの及び公衆便所、バス停留所の上屋その他これらに類する建築物又は建築物の部分であって、公益上必要であり、かつ、歩行者の通行上支障がないものに係る部分を除く。)	福岡広域都市計画道路博多駅五十川線、福岡広域都市計画道路博多駅春日原2号線及び都市計画の計画図において壁面の位置の制限がある旨の表示がなされている部分に接する水路並びに市道那珂2045号線及び市道那珂2046号線の各一部との敷地境界線	2		
1,000 (バス停留所の上屋その他これに類する建築物であって、公益上必要な建築物の敷地を除く。)	建築物の外壁又はこれに代わる柱(歩廊、渡り廊下その他これらに類する建築物の部分で、広場、歩行者用通路等の利用上支障がないもの及び公衆便所、バス停留所の上屋その他これらに類する建築物又は建築物の部分であって、公益上必要であり、かつ、歩行者の通行上支障がないものに係る部分を除く。)	市道那珂2046号線及び市道那珂2049号線との敷地境界線	1		

<p>橋本駅周辺 地区地区整 備計画区域</p>	<p>拠点ゾーン - 1</p>	<p>(1) マージャン屋, ぱちんこ屋, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場及び勝舟投票券発売所 (2) 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物(鉄道事業に供するもの及び専ら危険物の貯蔵又は処理以外の用途に供する建築物に附属するものを除く。) (3) 風俗営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号に該当するものを除く。)に供する建築物 (4) 一戸建ての住宅(福岡広域都市計画道路井尻姪浜線に接する敷地に限る。)</p>						
	<p>拠点ゾーン - 2</p>	<p>(1) マージャン屋, ぱちんこ屋, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場及び勝舟投票券発売所 (2) 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物(鉄道事業に供するもの及び専ら危険物の貯蔵又は処理以外の用途に供する建築物に附属するものを除く。) (3) 風俗営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号に該当するものを除く。)に供する建築物 (4) 一戸建ての住宅(福岡広域都市計画地区計画の変更(令和2年福岡市告示第90号)の告示があった日又は福岡広域都市計画土地区画整理事業橋本駅前土地区画整理事業による仮換地の指定若しくは換地処分の際, 現に一戸建ての住宅の敷地として使用されている土地(一戸建ての住宅以外の建築物の敷地として使用されるに至ったものを除く。)に建築するものを除く。)</p>	<p>敷地面積 が500平方 メートル未 満の建築物</p>	<p>10分の 10</p>				

500					
500(鉄道事業に供する建築物の敷地を除く。)		建築物の外壁又はこれに代わる柱(政令第135条の22各号の一に該当する建築物若しくはその部分、壁を有しない自動車車庫(建築物に附属するものに限る。))又は鉄道事業に供する工作物に係るものを除く。)	福岡広域都市計画道路姪浜飯盛線、福岡広域都市計画道路橋本戸切線及び市道橋本3503号線並びに福岡広域都市計画道路戸切通線及び市道橋本884号線の各一部との敷地境界線	2	

沿道ゾーン - 1	<p>(1) マージャン屋, ぱちんこ屋, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場及び勝舟投票券発売所</p> <p>(2) 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物(石油類の販売に供するもの及び専ら危険物の貯蔵又は処理以外の用途に供する建築物に附属するものを除く。)</p> <p>(3) 一戸建ての住宅(福岡広域都市計画道路井尻姪浜線に接する敷地に限る。)</p>						
沿道ゾーン - 2	一戸建ての住宅(福岡広域都市計画道路井尻姪浜線に接する敷地に限る。)						
沿道ゾーン - 3	<p>(1) マージャン屋, ぱちんこ屋, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場及び勝舟投票券発売所</p> <p>(2) 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物(石油類の販売に供するもの及び専ら危険物の貯蔵又は処理以外の用途に供する建築物に附属するものを除く。)</p> <p>(3) 風俗営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号に該当するものを除く。)に供する建築物</p>	敷地面積が300平方メートル未満の建築物	10分の10				
住宅ゾーン - 1							

300						
200						
300(鉄道事業に供する建築物の敷地を除く。)		建築物の外壁又はこれに代わる柱(政令第135条の22各号の一に該当する建築物若しくはその部分、壁を有しない自動車車庫(建築物に附属するものに限る。))又は鉄道事業に供する工作物に係るものを除く。)	福岡広域都市計画道路姪浜飯盛線、福岡広域都市計画道路橋本戸切線及び市道戸切883号線との敷地境界線	1.5		
165		建築物の外壁又はこれに代わる柱(政令第135条の22各号の一に該当する建築物若しくはその部分又は壁を有しない自動車車庫(建築物に附属するものに限る。))に係るものを除く。)	全ての敷地境界線	1		

	住宅ゾーン - 2						
--	--------------	--	--	--	--	--	--

別表第2 元岡西地区地区整備計画区域の項中「第135条の21各号」を「第135条の22各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

165(鉄道事業に供する建築物の敷地を除く。)	建築物の外壁又はこれに代わる柱(政令第135条の22各号の一に該当する建築物若しくはその部分、壁を有しない自動車車庫(建築物に附属するものに限る。) 又は鉄道事業に供する工作物に係るものを除く。)	全ての敷地境界線	1		
-------------------------	---	----------	---	--	--